

台風第13号の接近に伴う大雨で 被災された皆さまへ

台風第13号の接近に伴う大雨では、県内の多くの地域でも被害が発生し、本町も町内全域で被害を受けたところであります。

被災された皆さまには心よりお見舞い申し上げます。

町では今回の台風で被災された皆さまに、様々な支援制度をご用意しております。

皆さまが1日でも早く元の生活に戻れるよう、全力で復旧に努めてまいりますので、お困りのことがありましたら、ご相談ください。
長南町長 平野 貞夫

令和5年台風第13号の接近に伴う 大雨の被害状況について

(9月20日現在)

床上浸水	47件
床下浸水	60件
道路冠水	岩川地先、須田地先、長南地先、市野々地先 ほか
道路被害	338箇所(法面崩落、路肩決壊 ほか)
河川被害	27箇所(護岸決壊、土砂崩落 ほか)
土砂崩落	157箇所(土砂崩落、山地崩落 ほか)
農業施設	224箇所(畦畔・法面決壊、浸水被害 ほか)

第28回

長南町防災訓練は中止します

令和5年台風第13号の接近に伴う大雨(9月8日)により、町内全域で多くの浸水被害や土砂崩落、道路被害が発生しました。

そのため、町として災害対応に万全を期す必要があると判断し、今年度の防災訓練は中止します。

問い合わせ 総務課 自治振興係
☎46-2111

被災された皆さまへの支援制度

各支援制度は、それぞれ対象となる要件が異なります。
詳細については、各問い合わせ先までお願いいたします。

り 災証明書(罹災証明書)

風水害・地震などで被災した**住家(居住のために使用している建物)の被害**の程度を証明するものです。

町が建物(家屋)の被害事実確認を行い発行するので、全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・一部損壊の区分で被害の程度を証明します。

■ **申請受付** 税務住民課

■ **受付時間** 8時30分～17時15分
(土日、祝日を除く)

■ 申請に必要なもの

- 申請用紙
(税務住民課窓口または町ホームページからダウンロードできます)
- 被害状況写真
(全体および損害箇所がわかる写真)

ひ 災証明書(被災証明書)

倉庫、納屋、店舗、空き家など住家以外の家屋や、土地、塀、門扉などの付帯物、車やバイク、ビニールハウスや農業機械などに被害を受けた事実を証明するものです。

住家以外の被害の証明は全て被災証明書となります。

■ 罹災証明書・被災証明書の用途例

- 被災者支援策の申請
※支援制度については次ページ参照
- 損害保険の請求
- 銀行から融資を受ける場合
- 勤務先への提出 など

■ その他注意事項

- 証明書の発行にはお時間をいただいております。即日発行はできませんのでご了承ください。
- 証明書の発行は無料です。

問 税務住民課 税務係 ☎46-2118



被災された皆さまへの支援制度

町県民税・固定資産税・国民健康保険税の減免

住宅などが大規模な被害を受けた場合に、町県民税等が減免となる場合があります。
町県民税・国民健康保険税の減免割合については下表のとおり、固定資産税については下記のとおりとなります。
また、一時的に納付が困難な場合は、徴収の猶予が認められる場合がありますのでご相談ください。

【町県民税・国民健康保険税の減免割合】

合計所得金額	住宅・家財の損害が 価格の30%以上50%未満	住宅・家財の損害が 価格の50%以上
500万円以下	50%	100%
750万円以下	25%	50%
750万円～1千万円	12.5%	25%

【固定資産税の減免対象】

- 土地** 土地面積の20%以上が損害を受け、土地の効用が妨げられた場合
- 家屋** 家屋に被害を受け、価格の20%以上の価値を減じた場合
- 償却資産** 償却資産に被害を受け、価格の20%以上の価値を減じた場合

詳しくは長南町 HP をご覧いただくか、下記までお問い合わせください。

問 税務住民課 税務係 ☎46-2118

災害援護資金（貸付）

災害により負傷または住居や家財の損害を受けた方に対し、生活の再建に必要な資金 **要り** 災証明書
を下表のとおり貸し付けます。

※所得制限があります。下表の額以下の方が対象です。

【所得制限】

世帯人員	市町村税における 前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人につき730万円に 30万円を加えた額。 住居滅失の場合は 1,270万円。

【貸付限度額等】

貸付 限度額	①世帯主に1ヶ月以上の負傷がある場合	
	<input checked="" type="checkbox"/> 当該負傷のみ	150万円
	<input checked="" type="checkbox"/> 家財の1/3以上の損害	250万円
	<input checked="" type="checkbox"/> 住居の半壊	270万円
	<input checked="" type="checkbox"/> 住居の全壊	350万円
	②世帯主に1ヶ月以上の負傷が無い場合	
	<input checked="" type="checkbox"/> 家財の1/3以上の損害	150万円
	<input checked="" type="checkbox"/> 住居の半壊	170万円
<input checked="" type="checkbox"/> 住居の全壊(工の場合を除く)	250万円	
<input checked="" type="checkbox"/> 住居全体の滅失または流出	350万円	
貸付利率	年1.5%(措置期間中は無利子)	
措置期間	3年以内(特別の場合5年)	
償還期間	10年以内(措置期間を含む)	

申込期限 12月31日(日)

問 福祉課 福祉児童係 ☎46-2116



被災された皆さまへの支援制度

後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免

被害の程度と所得によって、保険料が減免となる場合があります。

要り 災証明書

問 後期高齢者医療保険料

健康保険課 保険係 ☎46-2119

介護保険料

福祉課 介護保険係 ☎46-2116

長南保育所保育料・長南町放課後児童クラブ利用負担金の減免

被害の程度によって、保育料や児童クラブ負担金が減免となる場合があります。

要り 災証明書

問 福祉課 福祉児童係 ☎46-2116

住家への崩落土撤去費用の一部助成

居住する住宅の敷地へ土砂等が崩落した方へ、土砂等撤去費用の一部を助成します。

※空き家・農地への崩落は対象外

補助額 土砂等撤去費用の30%(上限30万円)

※撤去費が5万円未満の場合は対象外となります。

問 産業振興課 農林振興係 ☎46-3397

住家の応急修理

台風13号の大雨により、被災した住家を修理される方へ、日常生活に必要最小限度の部分の応急的な修理費用を支援します。

対象工事 屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要不可欠な部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所(完了したものを除く) **要り** 災証明書

支援内容 罹災証明の判定により、限度額が異なります。

大規模半壊、中規模半壊および半壊の場合

70万6千円

準半壊の場合

34万3千円

※応急修理は町が修理業者と契約し、工事を発注します。

(限度額を超えた分については、申請者と修理業者が直接契約となります)

※申請は工事着工前の受付となりますので、修理を検討されている方は事前にご相談ください。

詳しくは下記までお問い合わせください。

問 建設課 都市計画係 ☎46-3394

水道料金の減免について

水道料金の減免には申請が必要です。

添付書類

町の発行するり災証明書

または被災証明書の写し

要り 災証明書

または

災証明書

問 長生郡市広域市町村圏組合水道部 業務課

☎23-9482

各種証明書の無料発行

災害復旧のための手続きに必要な証明書の発行手数料が無料となります。

証明書

○住民票 ○記載事項証明書 ○印鑑証明書

○評価額・資産・所得課税・納税の各種証明書 など

問 税務住民課 戸籍年金係・税務係

☎46-2118

